

# 飯豊町から転出予定の方へ

飯豊町から他市町村へ引越しされる方は、住民基本台帳法の規定によりあらかじめ役場へ転出先、転出予定先等の届出をする必要があります。また、国外へ転出される場合も転出届が必要となります。下記を参照のうえ、役場にて手続きを行ってください。

## 1. 届出のできる方

転出をする本人又は世帯主又は世帯員

※やむを得ず代理人に委任する場合には、「委任状」と「代理人の本人確認書類」が必要です。




## 2. 届出の際に必要なもの

転出先の住所（メモで結構です）

届出人の本人確認書類（官公庁発行のもの：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）

## 3. 次の事項に該当する方は、下記の手続きが必要です。

（令和2年4月現在）

該当・加入項目	飯豊町での手続き	新住所地での手続き
通知カード	・特にありません。	・持参のうえ券面記載事項（住所）変更の手続きを行ってください。
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	・転出証明書が発行されない「特例転出」となります。 ・カードの返納を希望する方には転出証明書が発行されます。【住民室】	・カードを持参したうえ、券面記載事項（住所）変更、電子証明書再発行、継続利用等の手続きを行ってください。
印鑑登録	・印鑑登録証(カード)は返納ください。転出(予定)日をもって廃止されます。【住民室】	・必要な方は、新たに登録の手続きをしてください。
国民年金加入者 (20歳～60歳)	・特にありません。【住民室】	・年金手帳を持参してください。 (住所が変更されても、すでに送付されている納付書は使用できます)
国民年金受給者	・特にありません。【住民室】	・必要に応じて口座や住所地（通知書送付先）等の届をしてください。届書は役所(場)にありますのでお尋ねください。
国民健康保険 医療証 後期高齢者医療	・各「保険証」「医療証」は返納ください。転出(予定)日をもって資格を喪失します。 ・引き続き当町より該当交付の方や、新たに手続きが必要な方もおりますので、担当者にお尋ねください。	・加入、交付の手続きを行ってください。 (    医療証該当者で県外へ転出される方は、飯豊町発行の「所得証明書」等が必要となる場合がありますので新住所地へ事前に確認ください。)
介護保険	・県外へ転出される後期高齢者医療該当者の方は当町で発行する「負担区分証明書」等を転入先に提出してください。【住民室】【福祉室】	

裏面に続きます。

該当・加入項目	飯豊町での手続き	新住所地での手続き
妊婦の方	・ 特にありません。 【健康医療室】	・ 母子手帳を持参のうえ、担当部署で手続きを行ってください。
児童手当	・ 児童手当受給事由消滅届を提出してください。 【子育て支援室】	・ 担当部署で手続きを行ってください。
児童扶養手当	・ 特にありません。 【子育て支援室】	・ 手当証書を持参のうえ手続きを行ってください。
特別児童扶養手当	・ 特にありません。 【子育て支援室】	・ 手当証書を持参のうえ手続きを行ってください。
公立小・中学校の児童・生徒がいる方	・ 学校から「転学生徒教科用図書給与証明書」等の交付を受けてください。 【学校教育振興室】	・ 「転学生徒教科用図書給与証明書」等の交付書類を転入予定学校に提出してください。
犬の登録をしている方	・ 特にありません 【生活環境室】	・ 飯豊町で交付された犬の鑑札を持参し転入の届をしてください。
原動機付自転車(125cc以下)農耕作業用自動車をお持ちの方	・ ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑を持参のうえ廃車届をしてください。 【税務室】	・ 登録、交付の手続きをしてください。
飯豊町へ税金を納税している方	町・県民税……………1月1日現在に住民登録している市町村で課税されます。転出した年は飯豊町で課税されますので納税ください。 固定資産税……………1月1日現在で飯豊町に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。納税管理人の指定があれば申し出てください。 国民健康保険税…・転出日の前月まで飯豊町で課税されます。後日「税額変更通知」が送付されます。 軽自動車税……………4月1日現在で飯豊町に登録している車に課税されます。登録の住所変更、廃車届は別途手続きが必要です。 ※ご相談がある方は【税務室】までお尋ねください。	

#### 【世帯全員の転出の場合】

上下水道をご使用になられていた方	・ 水道の閉栓、使用料金の精算の手続きをしてください。 【上下水道室】	・ 開栓手続き等をしてください。担当部署、水道事業所へお尋ねください。
防災ラジオを借りていた方	・ 借りている防災ラジオを返却してください。 【防災管財室】	・ 防災担当部署へご確認ください。
空き家となる方	・ 空き家の管理について情報提供をしてください。 【建設室】	
自治組織に加入していた方	・ 自治会長へ転出する旨の連絡をしてください。	
町の広報誌を購読したい方	・ 飯豊町の広報誌を購読する手続きを行ってください。 【防災管財室】	

《お問い合わせ先》 飯豊町役場 住民課 住民室

〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字樺 2,888 番地

TEL : 0238-87-0511 (直通) FAX : 0238-74-2518 (住民室)